

業務部からの報告事項

業務部からの報告事項

1 本人確認の厳格化・電話対応の方法について

現在、犯罪防止の観点からJAを含む金融機関や行政機関において、マイナンバーカードや運転免許証等の提示による本人確認の厳格化が行われております。

基金も、最近の本人確認の厳格化の動きを踏まえた対応を行うべきではないかと考えており、ブロック会議において、協議を行うこととしております。

また、基金の電話相談においても、日本年金機構と同様に本人確認の厳格化を行った上で、個人情報の提供を行うこととしたいと考えております。

2 申出書等の処理の迅速化について

被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する申出書等については、その97%以上を標準処理期間（30日）内に処理することとし、その調査を8月と2月に行い、結果を公表しております。

令和2年8月処理分は、基金において新型コロナウイルス感染症対策による在宅勤務が実施され、個人情報である申出書等を持ち帰って確認することができないことから、通常より処理に時間を要したため、標準処理期間内の処理割合は79.60%でした。

このことを踏まえ、緊急時に在宅勤務を行う場合、申出書等を持ち帰って審査を行うための対応策を定めました。

なお、令和3年2月処理分は、遅滞なく申出書等の処理業務を行い、100%でした。

3 公的給付等支給口座の活用について

令和3年5月にデジタル改革関連法が成立し、政府は、公的給付の迅速かつ確実な給付のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルに登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができる仕組みを設けることとしました。

農業者年金も、この制度の対象となっており、受給者等が希望する場合は、基金に対して振込先を申請することなくマイナポータルに登録した口座に年金を振り込みすることができるようになります。

令和4年度中に法律が施行されますので、基金においても、今後、各種様式の変更とともに、マイナンバーの取得方法等について検討してまいります。

4 農業者年金業務に係る個人情報保護対策等について

(1) 令和2年度農業者年金基金業務に係る個人情報保護対策等に関する管理状況等調査結果について

農業者基金業務を受託している全ての業務受託機関（2,397機関）を対象に、基金の「個人情報保護管理規程」第9の13に基づき、業務受託機関における令和3年1月1日現在の農業者年金業務に係る個人情報関係書類の管理及び情報セキュリティ対策等の状況を確認することを目的として調査を実施し、本年度の業務研修会及び業務担当者会議で調査結果を共有しました。

また、この調査結果を集計・分析し、農業者年金に係る個人情報が適切に管理されていない等の業務受託機関において改善が図られるよう、都道府県段階の業務受託機関に対して市区町村段階の業務受託機関への指導を依頼しました。

(2) 個人情報漏えい事案が発生した場合の報告について

業務受託機関において、農業者年金の加入者や受給者、届出者等の個人情報の漏えい又は漏えいが疑われる事案が発生した場合、基金への報告方法について、令和2年10月15日付け元独年業情第16号をもって通知しました。

5 農業者年金記録管理システムの普及拡大・利用促進等について

システム利用の普及拡大のため、令和3年度における年金記録管理システム普及拡大取組方針を策定し、全業務受託機関宛てに令和3年6月16日付けで通知し、業務受託機関に対して普及拡大の働きかけを行いました。

また、業務受託機関における、システムの利用登録割合及びシステムを利用した届出書の作成割合は、令和2年度においては、農業委員会・JAともに前年度より増加しています。

○システムの利用登録割合（令和元年度末→令和2年度末）

農業委員会	76.5%→77.3%（前年度比0.8%増）
JA	87.2%→87.8%（前年度比0.6%増）

○システムを利用した届出書の作成割合（令和元年度末→令和2年度末）

農業委員会	34.07%→35.20%（前年度比1.13%増）
JA	38.36%→40.09%（前年度比1.73%増）